

# 平成24年度は

## 固定資産税の評価替えの年です

固定資産税の評価替えは、3年ごとに行うことになっていきます。評価替えは、土地や家屋の固定資産価格を資産価値の変動に応じて、適正で均衡のとれた価格に見直す作業です。

### 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）といいますが、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。税率は1・4%です。

固定資産税は、市税収入の約半分近くを占め、福祉や教育などの行政サービスを支える大変重要な役割を果たしています。

### 評価替えについて

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。ですから、本来で

価」で正常な条件の下において成立する取引価格をいい、特殊な取引価格（売り急ぎや買い急ぎ等で生じる正常でない条件を含む価格）を除いて得られる正常売買価格に基づいて算定することとされています。

### 家屋の評価について

新築家屋は、再建築価格（評価の対象となった家屋と同じものを、評価の時点においてその場所に新築する場合にかかる建築費）を基準に評価し、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をします。

★課税課 ☎1121  
\*お問い合わせは左記へ

## 本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業地区内で 固定資産税の「みなす課税」を導入します

市では、平成24年度から本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業地区内で、すでに仮換地の使用収益が開始された土地について「みなす課税」を実施します。なお、仮換地の使用収益が開始されていない土地は前年と同じ従前課税を行います。

固定資産税における土地の課税は、原則として登記簿による土地課税台帳や土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されるものです。

一方で、土地区画整理事業は、土地の区画形質を変更し、宅地造成が目的の事業であり、仮に使用できる日（仮換地指定日）から事業満了（換地処分の日）までの間、登記簿と異なった場所や地積の土地を使用することがあります。

このような場合に従前のまま課税を継続することは、使用実態に即したとはいえず、税負担の不合理や不均衡を生ずることもあります。



「みなす課税」においては、仮換地の使用収益が開始され

## 国民年金保険料は

### 口座振替が便利でお得です

#### 国民年金保険料の納付方法

- ① 国民年金の保険料は、次の方法で納めることができます。
- ② 日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、コンビニエンスストア等で納める
- ③ 口座振替で納める
- ④ インターネットや携帯電話等で納める（納付方法の詳細については、日本年金機構ホームページでご案内しています。）

#### 保険料の前納がお得です

納付書やクレジットカードで納める場合、まとめて前納するとその月数に応じた割引が受けられます。最も割引率が高いのが、口座振替で1年前納する方法です。平成23年度は、1年前納すると、3、780円の割引でした。

納付方法	割引額（平成23年度）		
	1年前納割引額	半年前納割引額	早割の毎月振替
口座振替	3,780円 (納期：4月末日)	1,020円 (納期※1)	50円 (納期：当月末日)
クレジットカード	3,200円 (納期：4月末日)	730円 (納期※1)	割引なし (納期：当月末日)
納付書			

※1 半年前納の納期は、前期(4～9月分)4月末日・後期(10～翌3月分)10月末日

### 口座振替・クレジットカード納付の申込方法

#### ◆口座振替

次のものを持参し、金融機関又は年金事務所へ手続きをしてください。

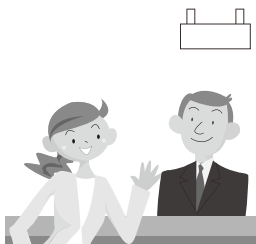
用意 年金手帳又は納付書、預(貯)金通帳、通帳届出印

#### ◆クレジットカード納付

次のものを持参し、年金事務所へ申し込んでください。市から年金事務所への取り次ぎもしています。

用意 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑

※新規に口座振替やクレジットカード納付による1年前納又は半年前納を希望する人は、2月末までに手続きをお願いします。



## ～あなたの年金をカンタン確認～ 「ねんきんネット」サービスをご存じですか？

インターネットで利用登録をすると、「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるか」など、人生設計に応じた条件にもとづいて、年金額の試算ができる便利なサービス等がご利用いただけます。

- ◎利用できるサービス
  - ・年金加入記録の確認
  - ・年金見込み額の試算
  - ・私の履歴整理表の作成 など



●年金見込み額の試算結果についての注意  
今後の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。また、システム上の制約から配偶者や被扶養者等の情報が反映されないなど、実際の支給額と差が生じることがあります。あくまでも目安として参考にしてください。  
※「ねんきんネット」サービスを利用できない場合もあります。詳しくは、日本年金機構ホームページ ([http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](http://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)) をご確認ください。  
\*「ねんきんネット」に関するお問い合わせは、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555へ